

千葉県国土利用計画地方審議会運営要領の一部改正について

1 改正の趣旨

千葉県デジタルトランスフォーメーション戦略に基づく「行政内部のデジタル改革」の推進や傍聴者の利便性の向上に向け、傍聴形式を追加する。

2 改正の内容

傍聴形式について、オンライン会議形式（ウェビナー）を新規に追加する。

【新旧対照表（案）】

千葉県国土利用計画地方審議会運営要領（抄）

改正案	現行
第1条から第3条（略） （会議の傍聴） 第4条 会議の傍聴定員は、会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。 2 会議の傍聴受付の方法は、 <u>会議の都度、傍聴形式等を考慮して定めるものとする。</u> 第5条から第10条（略） 附 則 <u>この要領は、令和8年 月 日から実施する。</u>	第1条から第3条（略） （会議の傍聴） 第4条 会議の傍聴定員は、 <u>10～20名程度とし、会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。</u> 2 会議の傍聴受付は、 <u>原則として開会の20分前から10分前まで、先着順に行い、定員になり次第、終了する。</u> 第5条から第10条（略）

傍聴要領（抄）

改正案	現行
1 傍聴手続 <u>【現地の場合】</u> （1）から（4）（略） <u>【オンラインの場合】</u> <u>（1）会議の傍聴を希望する方は、指定された期日までに事務局宛てメールによ</u>	1 傍聴手続 （1）から（4）（略）

<u>り申込みをしてください。ただし、傍聴希望者数が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定させていただきます。</u> <u>(2) 傍聴を希望される方で手話通訳、要約筆記等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前(土・日・祝日を除く)までに事務局までお申出ください。</u> <u>※電話、メール等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途ご相談ください。</u> 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項 (1) から (3) (略) (4) 会長の許可を得た場合を除き、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。 3 (略) 4 <u>その他留意事項</u> <u>オンラインによる傍聴において、通信回線及び傍聴アプリの不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、県はその責を負いません。</u>	2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項 (1) から (3) (略) (4) 会長の許可を得た場合を除き、<u>会場において、写真撮影、録画、録音等</u>は行わないこと。 3 (略)
---	--